配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成29年10月16日(月) 経営支援セミナー2017 常住事務所

前提



夫:自営業者·役員·従業員 (主な稼ぎ手·配偶者控除又は 配偶者特別控除を受ける人)

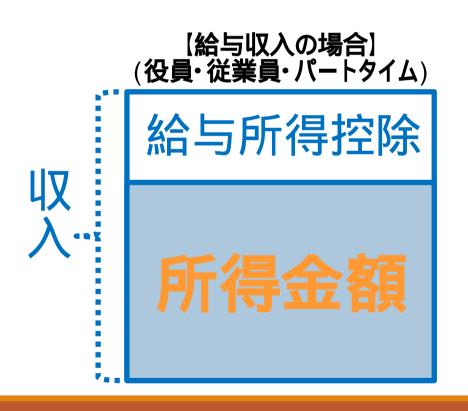


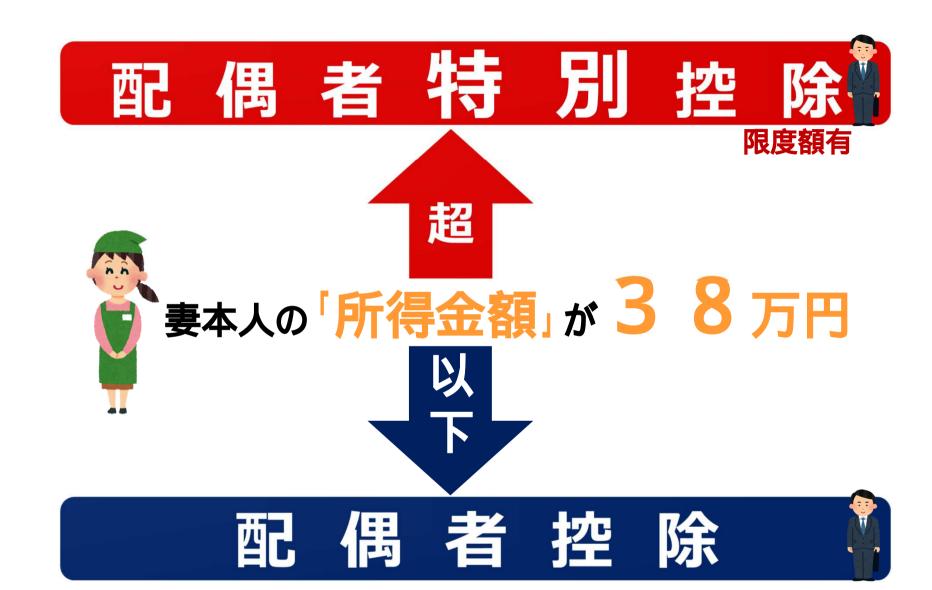
妻:パートタイム労働者 (家計補助・配偶者控除又は 配偶者特別控除の対象となる人)

前提

配偶者控除・配偶者特別控除の適用判断にあたり、「所得金額」が重要になります!「所得金額」とは・・・・







配偶者控除の概要(現行)

夫に<u>配偶者控除の対象となる</u>妻がいる場合、一定金額の「所得控除」が 受けられる制度

【控除額】

区分	控除額
一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者(注)	48万円

配偶者控除の対象となる妻・・・・ 妻本人の「所得金額」が38万円以下であること! 「所得金額」38万円は、収入にすると103万円!

(注) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

配偶者特別控除の概要(現行)

妻に38万円を超える所得金額があるため、配偶者控除を受けられないときでも、妻の所得金額に応じて、一定金額の「所得控除」が受けられる制度

【控除額】

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除の控除額
38万円を超え40万円未満	38万円
40万円以上45万円未満	36万円
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円
60万円以上65万円未満	16万円
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円
76万円以上	0円

現行制度の特徴

・夫の所得金額は、一切関係がない!

・妻の所得金額に応じて、段階的に所得控除額が変わる! 妻の所得金額76万円<u>未満</u>まで控除あり! 所得金額76万円は、収入にすると141万円!



夫の所得が関係!

限度額有

超

限度額がUP!

妻本人の「所得金額」が38万円



配偶者控除



夫の所得が関係!

配偶者控除の概要(改正)

平成30年分以後の所得控除額は、「夫の所得金額」により、次表のとおりになります!

【控除額】

妻本人の所得金額が38万円(収入103万円)以下であること!

控除を受ける方の合計所得金額	控除額	
控除を受ける力の百計別特金領控除対象配偶者		老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

夫の所得金額1,000万円超の場合は控除額0円!(妻の所得金額38万円以下でも)

配偶者特別控除の概要(改正)

平成30年以後の控除額は、「夫の所得金額」と「妻の所得金額」により、 次表のとおりになります!

【控除額】

● 控除を受ける人のその年における合計所得金額900万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	38万円
85万円超90万円以下	36万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

② 控除を受ける人のその年における合計所得金額900万円超950万円以下の場合	
配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円
85万円超90万円以下	24万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円

105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円

120万円超123万円以下 2万円

100万円超105万円以下

② 控除を受ける人のその年における合計所得金額950万円超1,000万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	13万円
85万円超90万円以下	12万円
90万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

14万円

新制度の特徴

- ・夫の所得金額に応じて、所得控除額が変わる! 夫の所得金額が増 所得控除額が減 ^{増税} 夫の所得金額1,000万円を超えると控除額は0円!
- ・妻の所得金額に応じて、段階的に所得控除額が変わる!
 - 妻の所得金額123万円以下まで控除あり! 減税所得金額123万円は、収入にすると約201万円よ

新制度の特徴

・平成30年分(平成30年1/1~12/31)からの改正!

・本改正は、所得税における所得控除!

・個人住民税は、平成31年分から改正!

